

4 上田市自治基本条例の取組状況（検証資料）

前文

【解説】 前文は、条例制定の由来、理念、趣旨、目的などを記述したものです。

- まちの自然と歴史（第1段落） ～自然遺産～ ～歴史遺産～
- 発展の歴史（第2段落）
- まちの現状と将来の課題（第3段落）
- 合併の経緯（第4段落）
- 将来のまちのあるべき姿（第5段落）
- 行動の方向性（行動規範）（第6段落）
- 最高規範としての宣言（第7段落）

第1章 総則（この条例の目的、用語の定義をはじめ、自治の基本理念、基本原則等を定めています）

第1条（目的）

【解説】 本条は、この条例が明らかとするものや定めていることなどの趣旨と目的を明らかにするために設けるものです。

取組事例等 該当なし

第2条（定義）

【解説】 本条は、この条例の中で使われる用語のうち、特に重要な用語について、解釈や意義を共有するために設けています。

- ・市民... 市内に居住、市内に通勤し又は通学する者、市内で事業活動その他の活動を行うもの
 - ・地域コミュニティ... 地縁に基づき自主的に形成された自治会等の団体及び公益性を有する活動を行う団体並びにこれらを含む総体
 - ・市、自治、まちづくり、協働、参画
- 取組事例等 該当なし

第3条（条例の位置付け）

【解説】 本条では、自治の基本を定めるものと位置付けています。

- (1) 本条例を、市民、市議会及び市が遵守
- (2) 他の条例、規則等との整合

取組事例等

- (2) 条例に定める事項との整合を図ったもの
 - 条例第2条の1号（市民の定義）、2号（執行機関の定義）、の規定を盛り込み制定した条例
 - ・ 上田市暴力団排除条例（平成24年4月1日施行）
 - ・ 上田市景観条例（平成25年3月1日施行）
 - 条例第8条（議会の役割及び責務）、第9条（市議会議員の責務）の規定を盛り込み制定した条例
 - ・ 上田市議会基本条例（平成26年4月1日施行）
 - 自治基本条例第15条（地域コミュニティへの支援）の規定を考慮し改正した要綱
 - ・ 上田市共同集会施設整備事業補助金交付要綱（平成25、26、27年改正）

第4条(自治の基本理念)

【解説】本市の自治を推進していく上で、市民、市議会及び市の三者がともに目指す自治のあるべき姿を基本的な理念として明らかにするために設けています。

- (1) 参加と協働により自治を推進
- (2) 地域内分権により地域の自治を推進

取組事例等

- (1) 第11条による推進 市民協働指針の策定H26
- (2) 第20条による推進 地域内分権の推進

第5条(自治の基本原則)

【解説】本条は、この条例に掲げた自治の基本理念の実現に向け、市民、市議会及び市が共有すべき行動原則を明らかにするために設けています。

- (1) 人権尊重の原則
- (2) 参加の原則
- (3) 協働の原則
- (4) 情報共有の原則

取組事例等

- (1) 上田市人権施策基本方針に基づき、庁内推進体制の整備、市民との連携強化、様々な場における人権教育・啓発の推進。

第2章 市民の権利及び責務 (自治の主体である市民の権利と責務について定めています)**第6条(市民の権利)**

【解説】本条は、自治の主体である市民が有する権利を明らかにするために設けています。

- (1) まちづくりに自由に参加、市政に参画
- (2) 市議会及び市が保有する市政に関する情報について知る
- (3) 法令等の定めるところにより、市の行政サービスを等しく受ける

第7条(市民の責務)

【解説】本条は、市政やまちづくりにおける市民の責務を明らかにするために設けています。

- (1) まちづくりに積極的に参加
- (2) 市議会及び市が提供する市政に関する情報を積極的に取得
- (3) 市政への参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つ
- (4) 法令等の定めるところにより、行政サービスに必要な経費について、応分の負担

取組事例等

- (1) 市政に参画できる機会の創出
 - 市の附属機関等の委員の公募
 - 自治基本条例施行後に設置したもの
 - ・第二次上田市地域福祉計画策定委員会
 - ・文化の香るまちづくり実行委員会
 - ・上田市交流・文化施設愛称選考委員会
 - ・上田市障害者基本計画策定委員会

- ・上田市子ども・子育て会議
- ・中心市街地活性化基本計画策定委員会
- ・市民協働指針検討委員会
- ・総合計画審議会
- 市民アンケートの実施
- ・交流・文化施設開館に向けての市民意識調査
- ・障害者意向調査
- ・高齢者等実態調査
- ・第二次上田市総合計画住民アンケート調査
- パブリックコメントの募集
- ・H24 4件 H26 9件
- 広聴事業の実施
- ・インターネット市政提言
- ・市長への手紙(はがき)
- ・市政提言 FAX
- ・市長お出かけミーティング
- ・移動市長室

(2) 市民が市政に関する情報について知るための機会・手段等

広報うえだ 月2回発行

テレビ 行政チャンネル、ケーブルテレビ(上田ケーブルビジョン、丸子テレビ放送)の活用

インターネット 市ホームページ、メール配信、Twitter

有線放送(上田有線、川西有線、丸子有線、真田有線)

市勢要覧、生活ガイドブック(くらしの便利帳)、観光パンフレット等

出前講座

情報開示請求

第3章 市議会の役割及び責務 (自治の主体である市議会と市議会議員の役割や責務について定めています)

第8条(市議会の役割及び責務)

[解説] 本条は、市民の信託を受けた議事機関として、市議会が果たすべき役割と責務を明らかにするために設けています。

- (1) 市の重要事項について、市民の多様な意見が反映し、本市の意思を決定
- (2) 執行機関を監視、けん制
- (3) 政策立案及び政策提言による政策形成機能を強化
- (4) 市議会が持つ情報を積極的に提供

第9条(市議会議員の責務)

[解説] 本条は、市議会議員個人として果たすべき責務を明らかにするために設けています。

取組事例等

- ・平成23年度 議会機能強化特別委員会において議会改革実施に向けた調査研究の一環として議会基本条例の制定を検討(委員会の開催1回)
- ・平成24年度 議会機能強化特別委員会において議会基本条例の制定を調査研究(委員会の開催13回)
- ・平成25年度 議会機能強化特別委員会において議会基本条例案を検討、議会報告会における市民意見

- を反映して条例案を集約(委員会の開催14回)
- ・ 平成26年度 上田市議会基本条例を制定(H26.4.1施行)
- ・ 議会機能強化特別委員会において議会基本条例で規定する項目(議員間討議)の具現化について調査研究(委員会の開催7回)
- ・ 議会報告会の開催。
- ・ 議会だよりの発行
- ・ ホームページ

第4章 市の役割及び責務 (市政運営を行う市長、市及び職員の役割及び責務について定めています)

第10条(市長の役割及び責務)

【解説】 本条は、市民の直接選挙によって選ばれた市の代表という地位にある市長が、本条例の自治の基本理念を実現するために果たすべき役割、責務を明らかにするために設けています。

- (1) 市長は、市民福祉の増進を図るため、誠実かつ公正に市政を運営
- (2) 市長は、必要な財源の確保し、地域の資源を最大限活用して市政を運営
- (3) 職員を適切に指揮監督するとともに、職員を育成

取組事例等 総合計画の策定、重点目標、実施計画、予算要求への反映

第11条(市の役割及び責務)

【解説】 本条は、市(市長その他の執行機関)の基本的な役割及び責務を明らかにするために設けています。

- (1) 多様化する行政の課題に対応するため、適切な施策
- (2) 市民の参加を促進するため、多様な制度の整備
- (3) 協働の仕組みの整備、その他必要な措置

取組事例等

(2) 具体的な市民参加の規定

- ・ 第20条第2項「地域協議会」
- ・ 第21条第3項「総合計画」
- ・ 第22条第2項「財政運営」
- ・ 第23条第1項「附属機関」
- ・ 第25条「説明責任」
- ・ 第26条「応答責任」
- ・ 第27条第2項「意見等の公募」
- ・ 第28条「行政評価」

(3) 協働が促進されるための体制、支援など

- ・ 上田市協働のまちづくり指針の策定(平成27年3月策定)
 - ・ 地域リーダーの育成(地域づくり人材養成講座、まちづくり講演会の開催)
 - ・ 地域の人材育成(社会教育団体登録利用数 H23:601 団体 H26:621 団体)
 - ・ 市民参加による図書館運営(情報ライブラリー、丸子図書館、真田図書館)書架の整理、催し物等開催。
 - ・ 地域防災体制の充実(自主防災組織防災用資器材購入補助:上限5万円 20万円、補助率1/2 2/3、対象品目35 57)
 - ・ 自主防災組織主体の上田市防災訓練の実施
 - ・ 市役所庁内の危機管理体制の充実(職員応急対応マニュアルの整備、上田市避難勧告等の判断・伝達基準の策定、上田市除雪方針の策定、雨量観測網の整備・拡充)
 - ・ 「エコサポート」との協働によるごみの減量・再資源化
- 等

第12条(職員の責務)

[解説] 本条は、市長の補助機関として市政運営に携わる職員について、職務を遂行していく上での責務を明らかにするために設けています。

- (1) 職員は、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行し、市民との信頼関係を構築
- (2) 職員は、市民の視点に立って職務を遂行するとともに、市民の一員として、まちづくりに積極的に参加
- (3) 職員は、職務に必要な知識の習得及び技能の向上

取組事例等

- ・職員提案制度の活用(H23 以降 6 件)
- ・新たな人事考課制度の導入(人材育成基本計画の見直しに合わせ、H28 年度から導入を行う方向で検討)
- ・接遇向上研修の実施
- ・市民協働を実践するための職員研修の実施(平成 25 から)

第5章 地域コミュニティ (まちづくりの重要な担い手と位置付ける地域コミュニティについて定めています)**第13条(地域コミュニティの役割)**

[解説] 本条は、地域コミュニティが、まちづくりの重要な担い手であるとの考えから、その役割を明らかにするために設けています。

- (1) まちづくりの重要な担い手として、市民が安心して、心豊かに暮らすことができる地域を自ら形成
- (2) 地域住民相互の連携を促進し、地域の課題の解決に向け、必要に応じ、協働してまちづくりを行う

取組事例等

- ・上田市自治会連合会・25 地区自治会連合会・240 自治会(うち認可地縁団体 17 団体)
- ・NPO 法人数 82 団体

第14条(地域コミュニティへの参加)

[解説] 本条は、市民と地域コミュニティの関わりについて明らかにするために設けています。

・市民は、地域コミュニティに積極的に参加・活動することにより、地域コミュニティを維持、発展させる

取組事例等

- ・自治会加入促進リーフレット作成、配布による自治会加入促進。
- ・240 自治会 自治会加入率 90.3%(平成 26 年度)

第15条(地域コミュニティへの支援)

[解説] 本条は、地域コミュニティに対する市の支援について明らかにするために設けています。

・市は、地域コミュニティの活動が促進されるよう、個々の活動又は連携した活動に対して、支援を行う

取組事例等

- ・わがまち魅力アップ応援事業
 - H25～ 補助限度額の引上げ、補助期間の延長、募集回数拡大など制度を充実
- ・共同集会施設整備事業補助金
 - H25～ 耐震補強工事補助新設(1,000 万円補助上限)
 - 太陽光発電システム設置補助新設(10kw 未満、1kw6 万 1 千円)
 - H26～ 建設基準単価の改定
 - (木造 17 万円 18 万円、非木造 18 万 5 千円 19 万 6 千円)

[交付金、補助金]

- ・コミュニティ活動交付金 (自治会のコミュニティ活動に対する交付金)
- ・地域環境整備交付金 (自治会の環境整備活動に対する交付金)
- ・共同集会施設新設改修補助金
- ・消防設備等整備費補助金、自主防災組織防災用資器材購入補助金
- ・防犯灯の電気料補助金、防犯灯の設置事業等補助金

- ・小型除雪機購入費補助金
- ・資源物回収用具収納施設設置費補助金
- ・ごみ集積所設置費補助金
- ・資源物回収促進交付金
- ・土地改良事業補助金
- ・多面的機能支払交付金
- ・わがまち魅力アップ応援事業補助金
- ・地域発 元気づくり支援金(長野県 上小地方事務所)
- ・コミュニティ助成事業(自治総合センター) ほか

第6章 情報共有 (情報共有の仕組みについて定めています)

第16条(情報の提供)

【解説】 本条は「情報の提供」に関する市議会及び市の基本的な役割と責務について明らかにするために設けています。

- (1) 市政への市民の参加が促進されるよう、市政に関する情報を分かりやすく公正に提供
- (2) 情報を適正に管理するとともに、市民のまちづくりへの関心が高まるよう情報の提供

取組事例等

- ・広報うえだ発行部数 59,000 部
- ・ホームページアクセス数 H26 市ホームページ 10,442,495 件 (H27.4 月から内容更新)
- ・メール配信登録者数 14,033 人
(総合案内、緊急速報、防災情報、火災情報、霜注意報、不審者情報、イベント情報、災害支援情報、子育て情報、商工業情報)
- ・ソーシャルメディア
 - YouTube (行政チャンネル、市議会)
 - Twitter 上田市ツイッター(H27.1 月から開設)
 - Facebook (ゆきむら夢工房、大河ドラマ「真田丸」)
- ・行政チャンネル(テレビ)
 - 上田ケーブルビジョン加入世帯 31,387 (加入率 56.7%)
 - 丸子テレビ加入世帯 7,893 (加入率 74.7%)
- ・有線放送等(有線電話)
 - 真田有線加入世帯 2,274 (加入率 57.5%)
 - 上田有線加入世帯 2,280 (加入率 5.5%)
 - 川西有線加入世帯 1,047 (加入率 53.1%)
 - 丸子有線加入世帯 3,556 (加入率 38.9%)
- ・年間企業訪問件数(H26:578 件)
- ・商工業情報発信 メールマガジン(H26:登録件数 1,778 件)

第17条(情報の公開)

【解説】 本条は、公正で開かれた市政運営が実現されるよう、市議会及び市が保有する情報の公開に関する責務を明らかにするために設けています。

第18条(個人情報保護)

【解説】 本条は、個人情報の保護に関し、市議会及び市の責務について明らかにするために設けています。

取組事例等

- ・利便性向上のため、閲覧時のカメラ撮影運用開始(H26～)
- ・個人情報取扱事務のデータベース化
- ・情報公開制度・個人情報保護制度に係る開示請求

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
情報公開制度	30件	48件	73件	155件
個人情報保護制度	6件	15件	12件	20件

第7章 行政運営 (行政運営全般に関する基本的な考えについて定めています)

第19条(行政運営の基本)

【解説】 本条は、執行機関による行政運営の基本となる考えや原則等について規定しています。

- (1) 法令等を遵守し、倫理の保持
- (2) 市民の要望を的確に把握し、速やかに政策等に反映
- (3) 質の高い行政サービスの提供

取組事例等 第26条(応答責任)

第20条(地域内分権の推進)

【解説】 自治の基本理念の一つである「地域内分権」の推進について規定しています。

- (1) 地域内分権の推進に必要な体制の整備
- (2) 地域の重要事項の決定に市民の意見を反映するための附属機関を設置
- (3) 附属機関の設置及び運営に当たっては、地域の意見が集約される仕組みの構築

取組事例等

- (1) 地域内分権の推進に必要な体制の整備

住民主導の新たな地域経営の推進

- ・自治会や各種団体等が連携・協力する新たな住民自治組織の準備、検討の場となる「地域経営会議」設立に向けて地域協議会や自治会等と意見交換
- ・「地域経営会議」設立(神科・豊殿、川西、丸子の3モデル地区)

地域住民の活動支援拠点の整備

- ・川西地域自治センター及び城南公民館の整備

地域予算制度の確立

- ・地域自治センター長裁量による枠予算(150万円/地域協議会管内)の創設、活用。
- ・予算の直接要求権限の拡大(原則各課直接要求)

地域の自治を補完・支援する市の体制の確立

- ・地域内分権を推進するための「市民参加協働部」創設。
- ・地域担当職員の試行的配置(H26 豊殿、川西、丸子地域自治センター)

- (2) 市民の意見を反映するための附属機関の設置

- ・ 9つの地域協議会の設置

[上田地域] 上田中央地域協議会、上田西部地域協議会、上田城南地域協議会、
神科・豊殿地域協議会、塩田地域協議会、川西地域協議会

[丸子地域] 丸子地域協議会

[真田地域] 真田地域協議会

[武石地域] 武石地域協議会

- (3) 地域の意見が集約しやすい仕組みの構築

- ・ 地域協議会からの意見書件数 (H18～25 計58件)

第21条 (総合計画)

【解説】 本条は、総合計画とその他の重要な計画との関係や計画策定等における市民の参画について、基本的な事項を明らかにするために設けています。

- (1) 総合計画の策定と実現
- (2) 他の重要な計画の策定に当たっては、総合計画との整合
- (3) 計画の策定及び見直しに当たっては、市民が参画するための必要な措置
取組事例等

(1)(3) 総合計画の策定

- ・第二次総合計画の平成26年度策定作業 [平成28年度から平成37年度までの10年間]
 - ・上田市総合計画審議会に諮問(委員60人、全体会4回、各部会5～6回)
 - ・市民アンケートの実施(無作為抽出5,000人対象、回答率39.7%)
 - ・まちづくり懇談会実施(市内5会場、計357人)
 - ・まちづくり座談会実施(4回、延べ50人)
 - ・分野別意見聴取実施(計17団体)
- ・地域まちづくり方針の検討
 - ・各地域の地域協議会で地域の特性と発展の方向性について協議、及び答申

第22条(財政運営)

【解説】 本条は、自立した行政運営の基盤ともいえる財政の健全性を確保し、財政運営における透明性の向上を図るための基本的な事項について明らかにするために設けています。

- (1) 市は、財政状況を的確に把握し、持続可能な財政運営
- (2) 市は、財務等に関する資料を作成し、財政運営の状況を分かりやすく市民に公表
取組事例等
 - ・財政計画の策定
 - ・長中期財政見通し作成に向けた検討

第23条(附属機関)

【解説】 本条は、法令等により設置する附属機関としての審議会等の構成員の選考における考え方や会議の公開について明らかにするために設けています。

- (1) 附属機関の委員の選考に当たっては、中立性、公平性及び専門性に配慮し、積極的に市民を公募
- (2) 附属機関の会議を原則として公開

取組事例等**(1) 委員の選考**

- ・審議会のあり方の見直し
- ・市民が公募しやすいよう委員公募時のレポートを廃止(H24)
- ・「審議会等附属機関の在り方等に関する基本指針」による委員選考
公募委員最低1人以上の公募を登用
女性の登用率40%以上

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
公募委員登用者数	24人	18人	21人	31人
女性登用率	39.94%	36.91%	41.78%	39.32%

(2) 会議の公開

- ・「審議会等附属機関の在り方等に関する基本指針」による会議の公開
会議の傍聴、会議概要の公表

第24条(行政手続)

[解説] 本条は、市民の権利と利益の保護を目的として、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るため、市が行う処分、行政指導等の手続きを適正に行うことを明らかにするために設けています。

取組事例等 ・行政手続法、行政手続条例に基づく審査基準の公表
 ・審査基準・処分基準の再調査、基準のデータベース化

第25条(説明責任)

[解説] 本条は、第6条「市民の権利」で規定している市民の「市政に関する情報を知る権利」を保障するものとして、市の市民に対しての説明責任について明らかにするために設けています。

・政策の立案段階から実施、評価まで、広く行政に関する事項について、分かりやすく説明

取組事例等 ・広報うえだ ・ホームページ ・メール配信 ・ソーシャルメディア YouTube、Facebook
 ・行政チャンネル(テレビ) 上田ケーブル、丸子テレビ
 ・有線放送等(有線電話) 真田有線、上田有線、川西有線、丸子有線
 ・「交流・文化施設」市民説明会の開催(H23)、建設工事説明会の開催(H24)
 ・上田市都市計画マスタープラン素案・上田都市計画道路見直し原案の説明会(H26)

第26条(応答責任)

[解説] 本条は、市民から信託を受けた市の責務として、市民との信頼関係を築くためにも、市民からの意見等に誠実に耳を傾け、提出された意見等について適切に対応することを定めています。

取組事例等 広聴手段

- (1) 陳情・要望
- (2) 手紙・電話・FAX・電子メール、(市長ふれあい談話室、市長お気軽ミーティング)市長「かがやけ上田の未来っこ・とく」、うえだぐるっと探険(施設見学会)、その他面談
- (3) 地区、団体などの懇談会
- (4) 出前ときめきのまち講座
- (5) 事業説明会・懇談
- (6) 事業・計画のワークショップ
- (7) 計画策定懇談会・計画策定への参加・参画

・広聴処理件数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
広聴処理件数	211件	210件	213件	234件

・地区自治会連合会との懇談会

(川辺・泉田地区、城下地区、川西地区、神川地区、塩田地区、神科地区ほか)

・自治会からの要望事項

・地域協議会提案事項に対する進捗状況の報告(H26.1 処理見直し)

・「上田市交流・文化施設等の整備を考える会」との面談、利用者団体懇談会(H23)

第27条(意見等の公募)

[解説] 本条は、市政への市民参加制度の一つとして、行政としての意見等の公募に関する基本的な考え方を明らかにするために設けたものです。

- (1) 市民の意見等を公募
- (2) 意見等を尊重し、意思の決定を行うとともに、その意見等の概要及び市の考えを市民に公表

取組事例等**(1) パブリックコメント制度化に向けた検討**

・より幅広い市民参画に資するような意見募集の方法を検討

(2) ハブリックコメントの実施

・平成24年度 上田市景観計画素案に対する意見募集(3人)

上田市景観条例改正及び新たな景観施策全般に対する意見募集(5人)

上田市地域防災計画修正案に対する意見募集(3人)

上田市人権施策基本方針案に対する意見募集(0人)

平成26年度 特定個人情報保護評価書(住民基本台帳に関する事務重点項目評価)素案に対する意見募集(0人)

特定個人情報保護評価書(個人市民税の賦課事務重点項目評価)素案に対する意見募集(0人)

上田市都市計画マスタープラン素案及び都市計画道路見直し計画素案に対する意見募集(0人)

上田市中心市街地活性化基本計画案に対する意見募集(0人)

上田市子ども・子育て支援事業計画素案に対する意見募集(26人)

第6期上田市高齢者福祉計画素案に対する意見募集(9人)

第4期上田市障害福祉計画素案に対する意見募集(0人)

市民協働指針素案に対する意見募集(5人)

第二次上田市総合計画「まちづくりビジョン案」に対する意見募集(4人)

第28条(行政評価)

[解説] 本条は、効率的で効果的な行政運営を行うことを目的として、行政評価を行い、その結果を市民に公表するとともに、政策等への反映に努めることを明らかにするために設けています。

取組事例等 ・市民参加による行政評価の実施

・3テーマ18事務事業について新たな評価制度について審議

・対応方針の策定(改善13 縮小2 拡充3)

・行政評価の継続実施

・庁内事業仕分け実施 H23 未達成事業再評価 61件

H24 62件:事務事業7件、負担金補助27件、暫定施行例規28件

第8章 住民投票 (住民投票の実施と住民投票の請求等について規定しています)**第29条(住民投票の実施)**

[解説] 本条は、市政に関する重要事項について住民の意思を確認する必要がある場合に、条例で定めるところにより、市長が住民投票を実施できることを明らかにし、直接民主制の一つの手法としての住民投票制度を本条例に位置づけるものです。

(1) 市長が実施する住民投票**(2) それぞれの事案ごとに定める条例に規定する必要事項の定め**

取組事例等 該当なし

第30条(住民投票の請求等)

[解説] 本条は、市民からの住民投票実施の請求と請求に係る市長の対応、市議会議員及び市長の発議に関して、必要な事項について明らかにするために設けています。

(1) 住民投票条例制定の直接要求**(2) 請求の要旨の公表と、意見を付けて市議会に付議**

- (3) 市長が条例案を市議会へ提出
 (4) 市議会議員が条例案を市議会へ提出
 取組事例等 該当なし

第9章 協力、連携、交流等 (国及び県との協力、他団体等との連携、交流等について規定しています)

第31条(国及び県との協力)

[解説] 市議会及び市は、国及び県と対等な立場で自立した自治体として、市政を進めていくことを明らかにするために設けています。

取組事例等 ・権限移譲 「知事の権限に属する事務の処理に関する条例」の規定により市町村が特例処理した事務

	延件数	交付金額
H23	2,665件	4,927千円
H24	2,334件	4,464千円
H25	2,237件	4,034千円
H26	2,222件	4,563千円

平成25年度 第二次一括法に基づき国から23の事務権限が移譲

第32条(他の地方公共団体等との連携)

[解説] 本条は本市と他の地方公共団体及び関係機関との関係について明らかにするために設けています。

- 取組事例等**
- ・定住自立圏
 - H23 定住自立圏形成協定の締結
 - H24 共生ビジョンスタート。嬭恋村との協定締結
 - H25～ 共生ビジョン懇談会の開催。
 - ・大学連携
 - H25 信州大学及び長野大学の地(知)の拠点事業に協力
 - H26 信州大学の地域戦略プロフェッショナルゼミに関係職員が参加
 - ・長野市・松本市・上田市のトライアングル連携
 - ・民放番組における鼎談の実施
 - ・災害時相互応援協定
 - H23 長野県市町村災害時相互応援協定の改定
 - H24 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定の締結
 - H25 災害時相互応援協定の締結(練馬区・上尾市)
 - ・地域医療教育センター支援事業
 - 上田地域広域連合5市町村により支援。
 - 信州上田医療センターの医師数(H23:40人 H26:56人)
 - ・上田市内科・小児科初期救急センター
 - 上田地域広域連合5市町村による共同運営
 - H25～ 日曜日及び祝日・休日の診療を開始。
 - ・深夜等初期救急患者受入の実施
 - 上田地域広域連合4市町村と長野県により共同で実施。10病院
 - ・周産期医療体制の確立
 - H23 信州上田医療センター隣接地に移転新築
 - H24 産婦人科病院として開院

- ・子育て支援
 - ・ H26 信州上田医療センターでハイリスクを中心とした分娩を再開
 - ・ 病児・病後児保育事業の確立
 - 上田地域定住自立圏形成協定の締結により、長和町、青木村の児童も対象となった
 - ・ 発達障がい児への支援体制の確立
 - 東御市への発達支援事業への臨床発達心理士の派遣事業
 - ・ 上田広域産業活性化事業による産業振興の推進
 - 地域内企業の競争力強化のための研修会開催。
 - 広域連携による企業誘致パンフレット作成、企業誘致展示会へ出店

第33条(市外の人々との交流)

[解説] 本条は、市外の人々との様々な交流を通じた連携と本市のまちづくりとの関係について明らかにするために設けています。

- 取組事例等**
- ・ ふるさと寄付金 H26 お礼の品の見直し、充実
 - ・ 北陸新幹線開業を見据えた観光客の誘致
 - H25 新型車両E7系車両営業運転開始ウェルカムイベントの実施
 - H26 北陸新幹線金沢延伸開業イベントの実施
 - ・ 東日本大震災被災者支援
 - リフレッシュ合宿事業の実施(共催)
 - 東日本大震災被災者交流事業への支援
 - ・ NHK 大河ドラマ「真田丸」放送にかかる取り組み

第34条(多文化共生)

[解説] 本条は、国籍や民族、文化の違いを理解し、すべての人が互いに認め合い、尊重しながら暮らすことのできる多文化共生社会を目指すまちづくりを進めることを明らかにするために定めています。

- 取組事例等**
- ・ 多国籍市民への支援の充実 H24～ 市民ボランティアの学校派遣
 - ・ 外国籍市民の自立支援と社会参加の促進 H26～ 日本人の配偶者を対象とした交流を実施(4回)し、社会参加を促す
 - ・ 外国籍住民数 H25.4/1 3,437人、H26.4/1 3,209人、H27.4/1 3,235人

附則

(施行期日) 1

[解説] この条例の施行日は、平成23年4月1日とします。

(条例の見直し) 2

[解説] 条項の形骸化を防ぎ、市民の自治意識を喚起し、実効性を担保することを定めています。

- ・ 5年を超えない期間ごとにこの条例の見直し、市民の意見を反映するための必要な措置

取組事例等 自治基本条例検証委員会による見直し・検証の実施(H27)